



発行／与板町(代表者 与板町長平澤基九郎) 電話(0258)(代)72-3100 編集／与板町広報編集委員会

申年の無事を祈って
消防出初式

平成4年、与板町消防団の出初式が1月12日(日)に町民体育館において行われました。第1分団から第10分団まで総勢196名が参加し、閲団や消防功労者の表彰等が行われました。

▶ 今月のページ ◀

所得税・町県民税 申告をお忘れなく	2～3
まちの話題	6～7
お知らせ	10～11

わたしたちの趣味

寒い朝
(フォト・サークル)
遠藤 武久 (篤都)



あいのどる
わが家の

菊口 智玄 くん
(横町) 菊口勇人さんの長男



与板の皆さん初めまして、智玄です。「もとはる」と読みます。春の陽がさんさんと降り注ぐ、暖かい日に生まれたので、「はる」と云う読みと、男らしい字をとの事で、お父さんが名付けてくれました。ちょっと読みにくいけど、僕も気に入っているんだ(食べ物をやる時と、遊んでやる時だけ?)。おぼえてね!

今は、はいはいと階段登りに、夢中になっているんだ。でも、もう少しで歩けると思うんだ、きっと。歩ける様になったら、町中を散歩するんだ(八幡様境内に多数、出沒予定)。見かけたら、抱っこしてね(よだれに注意!)、抱っこ大好きなんだ、誰の所でも喜んで行くよ(泣いたらごめんなさい、眠いときだと思って下さい)。じゃあ、よろしくね、バイバイ!!

少し臆病ですが、人見知りもせず、親に似て大きく、丈夫に育っています。このまま素直に成長する事を願っています。悪いことをしたら、叱ってやって下さいね。

男	3,640人(-5人)	町の面積 20.05平方キロ	
女	3,784人(-3人)		
計	7,424人(-8人)		
世帯数	1,804戸(-1戸)		
出生	6人	死亡	5人
転入	1人	転出	10人
(1月31日現在)			
人口のうごき			



▼平成三年分の所得税等の確定申告が二月十七日から始まりま
す。
▼期限間近になりますと大変混雑しますので、できるだけ早めにお済ませ下さい。
各地で賽の神行事が行われています。今年も無病息災で良い年でありませうに……。
▼ここ数年雪の少ない年が続いています。今年も何とか雪下ろしをしなくてすむようですね。

編集室





所得税・町民税申告をお忘れなく

申告は2月17日～3月16日まで

日本全国、確定申告の春が来ました。



●所得税・事業税・住民税 確定申告期限 3月16日(月) ●消費税 確定申告期限 3月31日(火)

今年も所得税・町民税の申告相談が始まります。申告は期間中に必ずして下さい。申告の相談日は左記のとおりですので、最寄りの会場で申告して下さい。期間間近になりますと混雑が予想されますので、申告は早めにお願ひします。

申告をしなければならぬ人

平成三年中に所得のあった人は、一部の人を除いて、所得税か、町・県民税のどちらかを申告していただくこととなります。

所得税の申告：税務署

●平成三年中に事業所得や不動産所得などのある人で、所得金額よりも控除金額が少ない人。

●給与収入金額が、一、五〇〇万円を超える人、また、二ヶ所以上から給与を受けている人など。

申告は、自分の所得の状況をもよく知っている皆さん自身が税法に従って所得と税額を正

しく計算して期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。
●所得があった場合、必ず確定申告をして下さい。

町・県民税の申告：役場税務課

●平成四年一月一日現在与板町に住んでいる人で、平成三年中に所得はあるが確定申告をしなくてもよい人。

●平成三年中に退職し、平成四年一月一日現在就職していない人。

●給与所得又は、公的年金等のみの人で勤務先等から支払い報告書が提出されている人は、申告の必要がありません。

●確定申告をしなければならぬ人が申告をしなければ

たり、誤った申告をしますと、後で不足の税額の15%又は10%の加算税が課せられ、更に一四・六%の延滞税も納めなければならぬこととなります。

納税は振替え納税で

納税方法は振替えによる納税の制度があります。この制度を利用すれば手数料が省けるばかりでなく、うっかり納期限を忘れて滞納することもなくなり大変便利です。

新たに振替え納税を希望される場合は、預貯金先の金融機関か税務署へ口座振替依頼書を出して下さい。

●納期限の近くになりましたら、口座の残高をお確かめ下さい。

所得税の還付を受けられる人

●医療費控除
平成三年中に多額の医療費及び医療に要した交通費を支払った額が、補填額を除いて一〇万円か、所得額の5%かいずれか少ない方の金額を引いた額が医療費控除額となります。

●この医療費控除額は二〇〇万円を上限とします。
●必要な書類

*住宅取得控除(居住用の家屋)

●新築(四〇㎡以上二二〇㎡以内)取得された方
●増改築の費用が一〇〇万円以上の場合(増改築後の面積が四〇㎡以上二二〇㎡以内)
●既存住宅(建築後一〇年以内)を取得した方
●借入残高の1%相当額が税額より控除されます。

①源泉徴収票

●医療費・医薬品の領収書(保険等で補填された額を調べておいて下さい)

②借入残高が二、〇〇〇万円

●円以上の場合、二、〇〇〇万円を限度とします。

③この控除を受けている期間中に、再度増改築をして

●面積が二二〇㎡を超えるこの控除が受けられなくなります。

④建築年、取得年、建物構造により、適用が異なります。

●借入期間が一〇年以上の方。

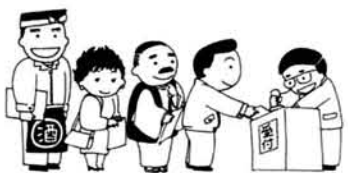
①源泉徴収票

●必要な書類

平成3年分確定申告の日程

期日	場所	参集範囲
2月24日(月)	岩越集落開発センター	馬越・岩方
25日(火)	公民館(本与板分館)	本与板(本村・兜巾堂)
26日(水)	公民館(本与板分館)	本与板(塩之入・滝谷・当之浦)
27日(木)	榎原農村センター	榎原
28日(金)	長岡税務署	与板町在住者が優先されます
3月2日(月)	山沢開発センター	山沢
3日(火)	公民館(黒川分館)	中田・南中・吉津
4日(水)	公民館(黒川分館)	広野・葛都
5日(木)	役場(第3会議室)	倉谷・堤下・柳之町・横町 蔵小路・上町・安永・船中町・泉町・馬場町
6日(金)	役場(第3会議室)	上記以外の町部
8日(日)	役場(第3会議室)	日曜日でなければ申告できない人
10日(火)	役場(第3会議室)	各地域で申告ができなかった人
11日(水)	役場(第3会議室)	〃
12日(木)	役場(第3会議室)	〃
13日(金)	役場(第3会議室)	〃
16日(月)	役場(第3会議室)	〃

●所得税・町民税の申告(相談)は2月24日より上記日程により各地区で出張申告(相談)を実施しますので、できる限り対象地区の会場で申告して下さい。いずれも申告受付時間は午前9時から午後3時迄です。



消費税

●消費税の申告が必要な事業者
①平成三年中の課税売上高が三、〇〇〇万円を超える場合
②平成三年中の課税売上高が

●期間 二月一日～三月十六日(日曜・祭日・第二土曜・第四土曜は除く)
●時間 午前九時三〇分～午後四時〇〇分まで(土曜日は正午まで)

●確定申告の時期になりますと、税金の申告手続きなどを税理士に依頼される方が多くなりますが、その際には正規の税理士かどうかを税理士証票等でよくお確かめ下さい。

●ご不明な点がありましたら、税務署・税務相談室・役場税務課まで問い合わせ願ひます。税務署 ☎(三五)二〇七〇 税務課 ☎(七二)三二〇〇

2月1日付で役場職員の異動が次のように発令されました。

***退職 (1月31日付)**

職名	氏名
住民課長	山田 寿夫
調理員	片桐 アヤ

***異動**

新所属及び職名	氏名	旧所属
●総務課 主査	八子輝夫	税務課
●住民課 住民課長	本村武司	税務課
●税務課 税務課長 主事	西沢 豊 石黒正章	議会事務局 教育委員会
●議会事務局 議会事務局長	安達正廣	教育委員会
●教育委員会 教育次長心得	牧野文雄	総務課

平成4年各町内の

委員長さんは次の方々です

(敬称略)

町内名	委員長	TEL	町内名	委員長	TEL
榎原	山田 誠一	72-3809	下横町	中村 伸一	72-3991
山沢	山田 巳代吉	72-3680	五軒町	池田 豊司	72-3887
倉谷	高野 廣一	72-3560	稲荷町	小林 金太郎	72-2666
柳之町	斉藤 秀雄	72-3471	原	池田 房栄	72-2057
堤下	渋谷 喜一郎	72-2528	馬場丁	久須美 次郎	72-2820
横町	土田 信郎	72-4248	泉丁	石黒 啓治朗	72-2214
蔵小路	佐々木 正和	72-4238	長丁	岩下 匡一	72-2792
上町	品田 武	72-3592	下丁	山村 稔	72-2425
安永町	水品 春一	72-2260	本与板	田中 繁	72-4333
船戸	浜田 利一	72-2208	馬越	小熊 藤一	72-4395
中町	大久保 進	72-2201	岩方	高橋 春三	72-4415
堂前 中島町	田中 八郎	72-2801	中田	小川 幸雄	72-3707
水道町	皆川 正之	72-2760	南中	佐藤 正一	72-3752
南新町	小林 長三郎	72-2668	吉津	小林 喜久松	72-3732
中川岸	横田 金一郎	72-2550	広野	高橋 寿雄	72-3646
北新町	山崎 庄司	72-2429	薦都	内藤 元一	72-3620

▷ 災害の程度による見舞金の金額

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡した場合	1,000,000円
2等級	自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる障害の場合	700,000円
3等級	治療を要した期間が6月をこえ、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上のもの	150,000円
4等級	治療を要した期間が5月をこえ、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上のもの	120,000円
5等級	治療を要した期間が4月をこえ、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上のもの	100,000円
6等級	治療を要した期間が3月をこえ、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上のもの	80,000円
7等級	治療を要した期間が2月をこえ、かつ、入院院通院の実治療日数30日以上のもの	60,000円
8等級	治療を要した期間が1月をこえ、かつ、入院院通院の実治療日数15日以上のもの	40,000円
9等級	入院院通院の実治療日数7日以上のもの	20,000円

(備考) 1 会員が交通事故で死亡した場合で見舞金を請求する遺族がないときは、共済見舞金に代えて葬祭費として15万円を葬祭を行った者の請求により支払います。
2 通院中の骨折傷病の外固定期間は、実治療日数として算定します。
3 「実治療日数」とは入院日数及び通院治療日数の合計をいいます。

このところ、交通事故が増えています。万一の事故にそなえて家族そろって加入しましょう。
▽加入できる人は……
▽共済期間中に与板町に住所のある人。ただし住所がなくても学生(勤労学生は除く)は加入できます。
▽共済会費は……
1人年額350円です。途中で加入される場合も同額です。
▽共済期間は……
平成4年4月1日から平成5年3月31日までの1年間です。
▽加入の手続きは……

町内委員長さんを通じて申し込んでください。(中途加入は直接役場総務課へ)
▽見舞金の請求手続きは……
共済見舞金請求書に次の書類を添えて請求してください。
ア、会員証
イ、交通事故証明書
ウ、医師の診断書
エ、その他必要に応じ組合長の指定する書類
※用紙類は役場にありませぬ。※くわしいことは役場総務課へおたずねください。

平成4年度 交通災害共済会員募集

成人に存ったら気をつけましょう

県の消費生活センターに寄せられる苦情相談件数が増えています。特に20歳代の若者の相談が多くなっています。「巧みなセールスにつられて」「執拗な売り込みに根負けして」つい契約してしまったが、よく考えてみると高額であるし、特に必要なものではないので解約したいという相談です。

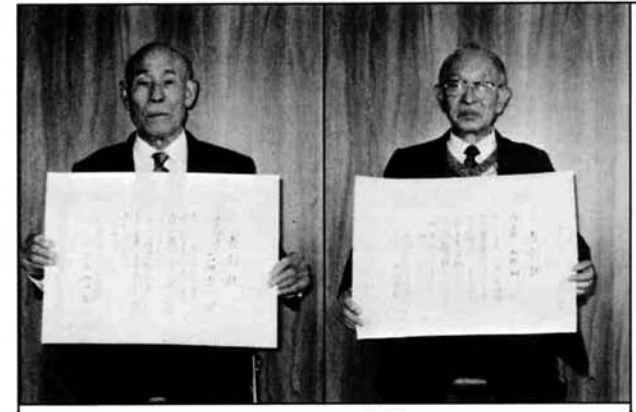
未成年者の契約は、親の同意がない場合には取消しができますが、成人になるとこの取消しができなくなります。勧誘に問題がない場合、クーリングオフ期間(訪問販売等は契約書面の交付の日から8日間)を経過した契約を取消すには、相手の同意が必要となり、一方的に解約できません。解約に当たって高額な解約手数料を請求された等という相談も目立っています。

解約には、大変な労苦といやな思いを伴うことがあることを考えて、契約は慎重に、いらぬものは勇気をもってハッキリ断ることが大切です。又、クレジットを組むときは支払総額をよく確かめ、返済計画を考えて契約する等の注意が必要です。

- ◎選挙権及び被選挙権
選挙権については、選挙人名簿確定の日(3年3月31日)、被選挙権については選挙期日(3月8日)を基準にして
- 1 与板町に住所を有し
- 2 年齢が満20歳以上
- 3 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者か、又、耕作の業務を営む者の同居の親族またはその配偶
- ◎選挙の日程
即日開票(選挙会)
3月5日 選挙立会人の届出期限
3月7日 不在者投票最終日
3月8日 投票日



- ◎不在者投票
選挙の当日、やむを得ない事情で直接投票所に行けない人が一定の手続きで事前に投票できる、いわゆる不在者投票という制度があります。
詳細は、選挙管理委員会に問い合わせてください。
1 不在者投票期間
3月3日から3月7日まで
- 2 場所
与板町役場 総務課
- 3 時間
午前8時30分から午後5時まで
- 4 必要なもの
印かん



新潟県ゲートボール健康功労者 吉岡孝一氏(榎原)
新潟県ゲートボール功労者 小林和一氏(馬場丁)
町ゲートボール発展に寄与されたことはもとより、県ゲートボール連盟の創設に参加し、初の理事として県内の審判員の養成等に貢献された功績。

*尚、町ゲートボール協会が4月24日～25日に開催される、北信5県ゲートボール大会に新潟県代表として出場されます。ご健闘をお祈りいたします。

受賞おめでとうございました

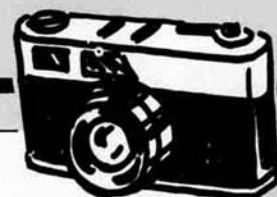
与板町農業委員会一般選挙

3月3日告示 3月8日投票日

3月30日で任期満了となる、与板町農業委員会委員一般選挙(選挙による委員の定数は12名です)は2月4日開かれた選挙管理委員会で3月3日告示、3月8日投票と決まりました。

◎選挙の日程
3月3日 選挙期日等の告示
立候補届の受付開始(1日)
不在者投票の開始
選挙立会人の届出受

者で、その耕作に従事する日数が年間ほぼ60日以上の方、あるいは10アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または社員のいずれかに該当する者であること。
◎説明会
立候補の留意事項などについての説明会を次の日程で行います。
◎不在者投票
選挙の当日、やむを得ない事情で直接投票所に行けない人が一定の手続きで事前に投票できる、いわゆる不在者投票という制度があります。
詳細は、選挙管理委員会に問い合わせてください。
1 不在者投票期間
3月3日から3月7日まで



今年も良い年でありますように!! ~各地で賽の神行われる~

1月14日(火)、町民体育館脇において、賽の神が行われました。点火と同時に、たくさんの方々からご寄付をいただきました「悪魔おどし」の大スターマインも打ち上げられ、行事を盛り上げました。

2月2日(日)には蕨都でも賽の神が行われました。両会場とも、開始前から一年の無病息災と豊作を願う大勢の人が集り、神火が点火されると持ちよったかきぞめ等を燃やしたり、スルメを焼いたりしていました。今年も皆様にとって良い年であるといいですね。催しを行うにあたり、たくさんのご寄付・ご協力をいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。



▲ 1/14 与板町賽の神

▲ 2/2 蕨都賽の神

「本与板城と直江実綱・信綱」
刊行ご案内

この度、文化財調査審議委員・小坂 覚氏のご尽力により、「本与板城と直江実綱・信綱」を刊行いたしました。中世に活躍した直江実綱・信綱と居城であった本与板城について、図面、写真の解説により編集してあります。郷土の歴史を知る上でも、多数お求め下さいますようご案内いたします。

お求めは与板町歴史民俗資料館へ(☎ 72-2021) 頒布価格 500円



「エー、どうして？」
幼稚園児手品に大喜び

「ハンカチを紐にしっかり結びましたよ。ワン、ツウ、スリー ハイッこの通り。」紐を引くとパラパラと落ちるハンカチ。子どもたちは拍手喝采。

三島町吉崎の中川幸次郎さん(65才)から、12月24日与板幼稚園の誕生会に手品の催しをしていただきました。手さばきは素人ばなれで鮮やかなもの。よく保育所や老人ホーム等にボランティアで披露されているそうです。与板町出身の方、その誼で宮内屋さんの紹介でお出で頂いたものです。

幼稚園では10余の手品数を披露し、思わぬクリスマスプレゼントになった子どもたちは、大喜びの一日でした。



お元気で!

おじいちゃん

与板高校生が体験学習

高齢化が進む中で、与板高校家政科の生徒は「グリーンヒル与板」でお年寄りの入浴や食事のお手伝い、話し相手などをおして、お年寄りの生活を理解し、援助の在り方や、また人生のいろいろなことを学んでいます。

いささか緊張気味の生徒は、ぎこちない対応のなかからも多くのことを学びとっていました。なかでも最大の収穫は、「思いやりの精神」だったとこやかに言っていました。



「また、きてね。」

グリーンヒル与板を園児訪問

1月22日(水)、与板幼稚園の年長組が、グリーンヒル与板に初の訪問をして、お年寄り達に大変喜ばれました。この訪問は、お年寄りに対するやさしい気持ちや感謝の心を育てる機会として、かねて計画していたものです。

発表会での歌、踊り、劇などの種目を持って、約一時間の披露をしました。寒の入りとは言え、会場は春のような暖かさ。園児の踊るソーラン節や花笠踊りの掛け声、お年寄り達は手拍子での観覧でした。

「またきてね。」「かぜひかないでね。」などと、園児とお年寄りのふれあいのの中で、園児達が手作りの首飾りプレゼントをかけた。子ども達の手をとって涙ぐむお年寄り達。またの訪問を約束し、お別れした園児達でした。



与板小学校6年梅組

長谷川和弘くん

(中町)



たちはなチームの

かんとくに

ぼくは、将来小学校の野球部のかんとかんになりたいと思います。どうしてかんとかんになりたいかと言うと、今年ぼくは野球をやっている、自分達選手よりかんとかんの方が何倍も大変でやることがあると思ったからです。それに自分の知っている技術を子供達に教えてあげられるのがとってもうれしいからです。そして、毎日の練習にはできるだけ出て、チームをどんどん強くしていきたいです。

できれば与板小のたちはなチームのかんとかんになって全国大会に出れるようなチームにしたいです。

大きくなったら
大きくなったら

与板小学校6年松組

藤井恵理子さん

(本与板)



私の夢

私の夢は、まだはっきりとは決まっていないけれど、「必ず人の役に立つ仕事をしてみたい」ということです。例えば看護婦さん、学校の先生、保育士さんなどです。まだまだたくさんありますが、私事があると思いますが、私に合った仕事は一つしかないと思います。今のうちから自分の目標を決め、それに向かってがんばるといふことは、とても大切です。がんばってれば、きっと自分に合った仕事にめぐり会えると思います。その時のために今からしっかりと勉強をやり、きっと人の役に立つ仕事にめぐり会いたいと思います。

本与板の「大地主」

前回では明治八年の「当亥田方内見帳」(大平家文書)を使い、本与板の田の等級の概略・特徴を見てきた。これによれば、本与板は上田の比率が少なく、中・下田の比率が高いことがわかった。また上田は山沿いの谷や街道側に集中し、中・下田は川沿いの土地の悪い所に集中していることもわかった。

問題はこのような特徴を持つた本与板の田を、誰が所有していたのかという点にある。今回は、この点について明らかにしてみたい。なおあらかじめ断っておくと、ここで明らかになったことは今の本与板と何の関係もない事柄であるという点である。一七年前の地主の土地所有を明らかにするからといって、現在御住まいになつて居る地主の御子孫の方には何の関係もないことである。本与板の土地所有を明らかにするのは、学問上の要請その一点から行われるのである。

かにしてみよう。この帳面には、本与板の地主八二名が記載されている。この中から本与板の田を多く所有していた者一〇名を表にまとめると下表のようになる。この表からわかる第一点は、田の所有面積から二つのグループにわけることができる点である。第一のグループが本与板で圧倒的に土地を所有している大平与次郎、大橋小左衛門、三浦六三郎のグループで、それぞれ約四町歩ほどを所有していた。他の一つは吉荒伝五郎以下大平次郎までのグループで、二町から一町にかけて所有しており第一のグループとは土地所有でかなりの差があった。

次に上田の所有の割合をみてみよう。上田を一番多く所有していたのは山崎文四郎を始め四名で、土地所有の多少に関係なく存在していたと言える。しかし細かく見てみると、この四名のうち、土地所有一位の大平与次郎が入っていることは注目すべき事である。これに上田を三九・四%所有していた大橋小左衛門を加えれば、土地所有の多い第一のグループに上田の比率が高いと言ふことができよう。以上述べてきたことから、本与板に於いては大平、大橋、三浦が大地主として存在し、村内に於いて大きな影響力を持っていたことが想像されるのである。

氏名	土地所有面積	上田の割合	職業・役職	小作争議との関連
大平与次郎	4町4反3畝	約42.4%	組頭(M4)、地主惣代(M6)	前大惣代
大橋小左衛門	4 3 6 17歩	39.4	与板町豪商	小作惣代と交渉
三浦六三郎	3 9 2	36.0	重立惣代(M6)	
吉荒伝五郎	2 3 9	28.5	長百姓(M4)、副戸長(M5)	新大惣代
山崎弥右衛門	2 0 7	40.6		
丸山権太郎	1 5 9 7 5厘	40.3	組頭(M4)、百姓惣代(M7)	
三輪潤太郎	1 4	26.4	与板町豪商	
山崎文四郎	1 2 8	48.4	副戸長	
吉荒勘七	1 2 5	34.4	百姓代(M5)	
大平奎次郎	1 2 4 24	34.7	副戸長	

最後に、下表にててくる人々と明治二六年の小作争議とのかかわりを見てみよう。この表で直接小作争議にかかわるものは三名である。それは第一グループの大平与次郎、大橋小左衛門と土地所有五位の山崎弥右衛門である。大平は二六年に大惣代で、小作惣代と直接対立し翌二七年に大惣代を辞めさせられることとなる。大平と地主側の代表を勤めたのが大橋小左衛門である。大橋は小作惣代との話し合いで、最終的に「廻之米」減額を許すことになる。そしてこの大橋と小作惣代との話し合いをセツトしたのが新大惣代山崎弥右衛門で

あった。このように見てくると、本与板の地主の存在の大きさを再確認できるのである。

町史編集委員
横山真一

シリーズ よいたの植物 ② 月

ミズナラ (ブナ科)

ミズナラは冷温帯性落葉広葉樹林の代表的植物で、日本各地の深山に広く分布し高木になる。5月ごろ開花。黄色の細いひものような雄花が、新しい枝の下部から垂れさがり、上部の葉のわきに小さい雌花をつける。葉はほとんど柄がなく、へりに荒っぽいがざざがあり、葉のものと方へ行くにしたがってくさびのようにせばまり、もとは耳形になる。秋、黄葉する。実はどんぐりになり、おわんはぼつぼつしたこぶのような鱗片が密生する。幹は灰色で、たてに深い不規則な裂け目がある。与板の山には多くはないが、自生が見られる。威勢のない老木が目立つ。

材は淡褐色で美しく、家具・楽器・建築等の有用材である。

ミズナラの名は、材が多量の水を含み燃えにくいのでつけられた。



ミズナラの実と葉

<似ている植物>

- コナラ～一般にナラと呼ばれており、葉はミズナラのように大きくない。
- ナラガシワ～ミズナラのような大きな葉だが、葉に、はっきりした柄がある。

(久須美鷹次郎)

くらしのカレンダー (2月16日～3月15日)	
2/16	町民スキーの集い 八海山麓スキー場/午前8時役場前出発 青少年ホームスノーモービル教室 栃尾市/午前8時青少年ホーム出発
17	月
18	火 心配ごと相談室(小林) 役場男子厚生室/午後1時30分～ 補聴器巡回相談日(キコエ/午前11時30分～12時) 役場住民課(リオン/午後2時～2時30分)
19	水 雨水
20	木
21	金
22	土
23	日 近郷ママさんインドアテニス大会 町民体育館/午前9時～ 皇太子誕生日
24	月 3才児健診 保健センター/午後1時より受付 (S63.10.1～S63.12.31迄出生児)
25	火 心配ごと相談室(石黒) 役場男子厚生室/午後1時30分～ 補聴器巡回相談日(キコエ/午前11時30分～12時) 役場住民課(リオン/午後2時～2時30分)
26	水
27	木
28	金
29	土 子ども会ジュニアリーダー研修会(2/29～3/1) 巻町青少年研修センター
3/1	日 春の全国火災予防運動
2	月
3	火 心配ごと相談室(三芳) 役場男子厚生室/午後1時30分～ 補聴器巡回相談日 役場住民課 (キコエ/午前11時30分～12時) リオン/午後2時～2時30分 ひな祭・耳の日
4	水 啓蟄
5	木
6	金
7	土 消防記念日
8	日 与板町農業委員会委員一般選挙投票日 国際婦人デー
9	月
10	火 心配ごと相談室(高木) 役場男子厚生室/午後1時30分～ 補聴器巡回相談日 役場住民課 (キコエ/午前11時30分～12時) リオン/午後2時～2時30分 行政相談 役場女子厚生室/午後1時30分～ 農山漁村婦人の日
11	水
12	木
13	金
14	土
15	日 親子バドミントン大会 町民体育館/午前9時～

詩

私の仏法

藤井ヤイ子

汎濫する宗教の数
テレビはマスコミ集散心を
放映 視聴率を競う
浄土真宗の家に生まれ
浄土真宗の家に嫁ぎ
義父 実父母 親戚の母さんが
交通事故で逝った時も
「なむあみだぶつ」と称え
大粒の涙 こぼれた
仏法は体でいたたき
品物は心でいたたき
人生の檜舞台は家の中
家族の見える所と
ご法話を聞いた後からだ
テレビの前で考える
わたしの仏法とは……
家族みんなで
すんなり 体で救えられる
「なむあみだぶつ」
イコール 人生だつて
考えて 考えて
わたしの気持 かたまつた

指定席

黒川弥寿栄

古い 小型テレビの前に
花柄模様の座布団が二枚
これが俺達の指定席だ
一時は親爺に おふくろ
それに子供三人の
大世帯だったのに……
でも「いいんじゃないの」と。
いいながら
この寂しさは どこからくるの
静かに番茶をすすりながら
何のためらいもなく
見ていられる 遠山の金さん
「しあわせだナ」
この平穩がいつまで続くか
わからないが……
それまでのあたたかーい指定席

俳句

小波

通院は着ぶくれ杖を携き乍ら
寒燈や刃物の町で刃物買う 茂
送電塔風に切り立ち寒鴉 一輪子
立春を遠くに置きて雪に住む のぶ志
石段を登りておがむ石地蔵線香
の煙お堂に満てり 日浦美紗
掛け変へし唇に記す童唄孫習ひ
来て穂つき唄ふ 大久保芳子
ファミコンを孫の後で我も見
マリオと共に死んだり生きたり
長田セツ子

お知らせ

第2土曜
閉庁

[2月]

日	月	火	水	木	金	土
●	●	●	●	●	●	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

第4土曜
閉庁

涅槃会(ねはんえ)と だんごまきのご案内

徳昌寺・法立寺では、昔から子供の無病息災と家内安全をお祈りして涅槃会を執り行い“だんごまき”をして参りました。

当日まきます五色のおだんごはお釈迦様の仏舎利を意味しておりまして、“おだんご”を戴き、お釈迦様のような心にあやかり、自分も仏様のような立派な人生を生きようという姿が涅槃会の心であります。

日時 2月15日(土)

- ◎徳昌寺
午前11時30分 読経
正午 だんごまき
- ◎法立寺
午後1時 読経・だんごまき

*尚、徳昌寺ではこの日に、前の年に結婚されたお嫁さんをお招きして、“だんごまき”に会って戴き、無病息災と家内安全をお祈りしております。当日は、お参りして戴いた方に、徳昌寺の方丈様に書いて戴いた「色紙」を記念に差し上げます。どうぞ、お揃いでお参り下さい

ますようお願い申し上げます。

公営住宅入居者の募集

次のとおり住宅が空いておりますので、ご希望の方は申し込んでください。

- ・県営住宅 3戸
月額家賃 36,200円
- ・山沢住宅 2戸
月額家賃 2,400円

※入居資格、所得制限等がありますので、詳しいことは役場総務課へお問い合わせください。

休日救急診療のご案内

休日昼間の救急診療は、長岡休日急患診療所、長岡休日急患歯科診療所をご利用ください。

1. 診療日
2月 16・23日
3月 1・8・15日
 2. 診療科目
内科・小児科・外科・歯科
 3. 診療時間
午前9時～午後6時まで
(歯科は午後4時まで)
- ・お問い合わせは
長岡市健康センター内
長岡休日急患診療所 ☎ 35-8255
長岡休日急患歯科診療所 ☎ 33-9644

「四季の与板」写真コンテスト 締切せまる!!

- ◎テーマ
与板町の四季の風景、風俗、生活、まつり等の作品
- ◎応募要領
・カラー、モノクロとも四切、単写真。
・未発表のもので一人5点以内。
・裏面に題名、住所、氏名、年齢、職業、電話番号、撮影の場所と撮影日を明記。

- ・作品は返却しません。
- ・入賞の場合は定めた期日までに入賞フィルムを提出してください。(提出のない場合は入賞を取消)
- ・入賞作品の著作権は主催者側に帰属します。
- ・与板町在住者に限らず。

- ◎応募締切
平成4年2月末日
- ◎応募先
〒940-24
三島郡与板町大字与板甲134番地 与板町役場内
与板町観光協会
- ◎主催
与板町・与板町観光協会
- ◎協賛
与板写真クラブ・コニカカラー
- ◎お問い合わせ
与板町観光協会
☎ 0258-72-3100
内線 223・224

国民年金保険料前納制度を 利用しましょう

国民年金に加入している皆さん、国民年金には、一定期間前払いできる「前納制度」があることをご存知でしょうか。

国民年金保険料は万一のときの保障と未来のために口座振替などで毎月納めていただいておりますが、4月から1年間保険料をまとめて納めると、複利現価法で年5分5厘の割引になり、お得です。預金残高の心配する必要もなく安心して働くことができます。平成4年度の一年間の保険料は116,400円(月 9,700円)ですが前納すると2,810円割引されます。希望者は住民課年金係まで。

国民健康保険税
(11期2月分)

●納期限は……
3月2日です

納税は安全・確実な振替納税で

平成4年度「減反」 が配分されました

平成3年産米は台風による風水害、低温、日照不足等から全国的に作柄不良となり、これに伴う軽減措置が講じられた結果、水田農業確立後期対策に係る当町の転作等面積、並びに事前売渡申込限度数量は次のように配分されました。

〈配分量について〉

(単位:ヘクタール、玄米キログラム)

市町村	県計	与板町
転作等面積	27,990.0	99.32
前年度転作等面積	33,170.0	118.9
前年度比	△ 5,180	△ 19.58
事前売渡申込限度数量	566,240,000	2,205,420 (36,757俵で 1,699俵減)

〈説明会開催についてお知らせ〉
他用途利用米数量、割当など、くわしいことにつきましては、2月中旬以降、部落座談会等でご説明いたします。
—— 転作等面積が七年ぶりに緩和された今年、後期対策の最終年でもありますので、その目標の円滑な達成、また、次期対策に向けて、農家の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

凍結・積雪道路での 交通事故防止

～ 雪道の安全走行に
つとめましょう ～
1年のうち一番寒いこの時期はスリップ事故、雪害による歩行者事故など冬期間特有の交通事故が多発する傾向にあります。



= 家庭では =
◎自家用車のバッテリー・不凍液等の点検は特に念入りに実施し、スノータイヤ等のはきかえは、

降雪の前に行いましょう。
= ドライバーは =
◎雪道は滑りやすいという事を認識して安全速度で走行しましょう。冬の積雪・凍結道路でのタイヤと路面との摩擦は、乾燥した路面と比べると極端に小さくなります。制動距離は確実に長くなります。ひかえめなスピードでゆとりのあるブレーキングに心がけましょう。
◎冬道では、急ブレーキ、急加速、急ハンドルなど急のつく運転はスリップ事故や尻振りなどの原因となり非常に危険です。このような操作をしなくてすむよう、ゆとりある運転を心がけましょう。
◎地域や道路によって積雪や路面状況が異なります。万一に備えてタイヤチェーンやスコップ、砂などを携行しましょう。



雪道や凍結道路では早めに滑り止めを

児童手当受給者の皆さんへ

2月期児童手当(平成3年10月～平成4年1月分)を、2月10日にご指定の金融機関へ振込みいたしましたので、ご確認ください。

自動車をお持ちの皆様へ

“あなたの車は
あなたのものですか”

最近、自動車の登録手続きの怠り等から、車に関するトラブル、問い合わせ、苦情等が多くなっています。登録手続きは、所有者または、使用者にその義務がありますが、手続きが遅れるとその間に車の所在がわからなくなったり、

当事者が行方不明になったりして名義変更、廃車等が非常に面倒になったり、場合によってはできなくなることもあります。

また、廃車や譲渡したつもりでも自動車税の納税通知が届いたり、交通事故や犯罪等で思いもよらぬ事態が生じたりすることもありますので、登録手続きは正確に行ってください。

なお、登録手続等は、業者に依頼するケースが多いようですが、あなたの車の自動車検査証があなたの正しい使用(所有)名義になっているか確認して下さい。

ナンバープレートは、自動車の前後面2ヶ所の見易い位置に確実に取り付けなければなりません。

自動車検査証及びナンバープレートは、登録手続きを行う場合に必要なものですから、紛失しないよう大切に扱ってください。

詳しくは、次の箇所にお問い合わせください。

- 新潟管轄(新潟ナンバー)
新潟陸運支局登録課
(☎ 025-285-3121)
- 長岡管轄(長岡ナンバー)
長岡自動車検査登録事務所登録課
(☎ 0258-22-1131)

自動車の「検査・整備 110番」制度について

自動車の検査・整備及び登録に関する問い合わせ、苦情等の相談に応じています。どなたでも、お気軽にご連絡ください。
・新潟運輸局整備部
(新潟市万代2丁目2-1)
☎ 025-244-5554(直通)

ご寄付のお礼

与板町社会福祉協会へ、次のとおりご寄付を頂きました。大変ありがとうございました。

- ・金 10,000円 卯月様
- ・金 200,000円
(株)遊馬工務店様